



## Q & A



### 質問

### 回答

#### 【購入時期や製品に関すること】

▼ ウィッグは「医療用」に限られますか？

医療用に限らず、がんの治療に伴う脱毛により必要となったウィッグであれば、申請ができます。胸部補整具、帽子に関しても同様です。

▼ 2年前に手術（乳房切除）をしました。新たに補整用パッドを購入する場合、助成の対象になりますか？

手術した日にかかわらず、購入日の翌日から1年以内であれば申請ができます。

▼ 2年前から先月までウィッグをレンタルしていましたが、助成の対象になりますか？

レンタルの開始日が1年以上前でも、支払った日の翌日から1年以内の費用であれば申請ができます。

#### 【過去に助成を受けたことがある場合】

以下のような場合、申請はできますか？

① 以前に12万円のウィッグを購入し、10万円の助成を受けたことがある。

一人あたりの助成上限額（10万円）に達しているため、申請はできません。

② 以前に3万円のウィッグを2個購入し、6万円の助成を受けたことがある。

一人あたりの助成上限個数（2個）に達しているため、3個目の申請はできません。

③ 以前に4万円のウィッグを1個購入し、4万円の助成を受けたことがあるが、新たに7万円のウィッグを1個購入した。

過去に受けた助成が1個で10万円未満のため、2個目として申請ができますが、この場合は、2個目の助成上限額は、10万円と助成済額（4万円）との差額（6万円）となります。

④ がんが再発したが、以前に10万円の助成を受けたことがある。

再発等の場合でも、過去の申請で、助成上限額（10万円）に達している場合や、上限個数（2個）の助成を受けている場合は、申請はできません。

#### 【その他】

▼ 購入費用には、消費税や送料は含まれますか？

購入費には消費税を含みます。送料は含まれません。

▼ 未成年の子どものために購入した場合、家族が代理で申請することはできますか？

対象者が未成年の場合は、保護者が申請者となります。